

市政記者各位

統一地方選挙における代理投票の対応誤りについて

1 概要

本日、博多区の投票所において、代理投票を行う際に、県議会議員選挙の投票用紙に市議会議員選挙の候補者氏名を記入し投票箱に投函する事案が発生しました。

選挙人の投票の機会を逸することになり、大変申し訳ございませんでした。

2 経緯

- ・投票のため来所した選挙人から代理投票の申し出があったため、選挙人を座ってできる記載台に案内し、最初に県議選の投票用紙(白色)を交付した。
- ・座ってできる記載台には県議選(白色)と市議選(黄色)の両方の候補者氏名を掲示していたところ、選挙人が間違っ市議選の候補者氏名を指さしたが、対応した職員はそれに気づかず県議選の投票用紙にその市議選の候補者氏名の代理記載を行い、選挙人に確認したうえで投票用紙を投票箱に投函した。
- ・その後、市議選の投票用紙を交付し、再び記載台で市議選の候補者の代理記載を行う際、先ほども選んだ候補者名であることに選挙人と職員が気がつき、ミスが発覚したものの。
- ・県議選の投票が無効となることについて選挙人に謝罪を行い、市議選の投票用紙には市議選の候補者の投票を行っていただいた。

3 原因

- ・職員が代理記載を行う際、投票の順序や投票用紙と氏名掲示の色などを十分に確認して案内すべきであったが、選挙人の投票の秘密を守ることに気を取られ、確認が不足していたものの。

4 再発防止に向けた取り組み

- ・本件発生を受け、博多区選管から区内の各投票所に、座ってできる記載台には候補者の氏名掲示は行わず、投票の都度、投票用紙や氏名掲示の色などを十分に確認しながら選挙人に候補者氏名表を提示するよう指示した。
- ・あわせて、各区選管にも事案を共有し、注意喚起した。

【お問い合わせ先】

博多区選挙管理委員会事務局次長(博多区総務課長) 森 邦彦 Tel:092-419-1003